平成２２年（フ）第６６４号
神戸市中央区港島中町３－２－１ポートアイランド住宅62―105、住民票上の住所和歌山市西庄1073番地の22シーサイドビュー西ノ庄403号
破産者　総合学習塾スタディルームこと　辻本　倫久
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３１５号
神戸市中央区旗塚通４丁目３番17号
破産者　本持　政良
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３８号
兵庫県伊丹市鴻池２丁目９番12―102号
破産者　新開　一八
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３８０号
兵庫県伊丹市鴻池２丁目14番５号コメットマンション鴻池Ｂ―508号、前住所兵庫県伊丹市昆陽南４丁目５番３―313号
破産者　河村　　剛
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４０６号
兵庫県伊丹市昆陽南２丁目３番１―303号、前住所兵庫県伊丹市中野北３丁目４番４―201号
破産者　黒川　仁志
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４１１号
兵庫県宝塚市中野町19番31号、前住所兵庫県宝塚市小林３丁目９番26号
破産者　石上　正毅
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４２９号
兵庫県伊丹市西野５丁目290番地グランドハイツ202号
破産者　神場矢　明
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４３４号
兵庫県伊丹市南本町６丁目４番20―205号、前住所兵庫県伊丹市瑞ケ丘４丁目13番地の１グランドハイツエイシン201号
破産者　メルシーこと　吉広　邦夫
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４３６号
兵庫県伊丹市中野東１丁目316番地勝山第一マンション３－１号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市宮ノ前１丁目４番24―1102号
破産者　岡野　英二
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４３７号
兵庫県伊丹市中野東１丁目316番地勝山第一マンション３－１号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市宮ノ前１丁目４番24―1102号
破産者　岡野眞紀子
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４３９号
兵庫県川西市加茂２丁目14番７―103号、前住所兵庫県川西市南花屋敷４丁目14番７号
破産者　井畑　忠美
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４４９号
兵庫県伊丹市梅ノ木６丁目６番８号　藤ハイム104号
破産者　大浅田忠義
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１０３７号
兵庫県西宮市津田町５―10―722号北井克行様方、住民票上の住所兵庫県西宮市門戸荘３番８号
破産者　賃貸クラブこと　北井　昭二
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２８１号
兵庫県尼崎市道意町６丁目２番地の６、前住所兵庫県尼崎市大庄西町４丁目３番８―304号
破産者　渡壁　宏志
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２８２号
兵庫県尼崎市道意町６丁目２番地の６、前住所兵庫県尼崎市大庄西町４丁目３番８―304号
破産者　渡壁美加代（旧姓藤井）
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９５号
兵庫県西宮市浜町４番16―104号
破産者　小山　　力
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８３４号
兵庫県尼崎市武庫之荘２丁目11番12号　コウジイコート21―202号
破産者　佐藤　章信
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９３７号
兵庫県尼崎市名神町１丁目11―１アビーロード名神２階205号室、前住所兵庫県尼崎市食満７丁目26―10
破産者　古川　立子
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係